

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社に雇用され、作業員として就労していたところ、同年〇月〇日、発生した地震のため落下した冷凍鮭入りの冷凍箱が請求人の右肩に当たり負傷した。

請求人は、同月〇日、C病院に受診し「右肩関節周囲炎、左母指腱鞘炎、左足関節捻挫」と診断され、その後、D病院、E病院で療養を継続した結果、平成〇年〇月〇日治ゆ（症状固定）した。

請求人は、治ゆ後、障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害は、労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第8級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第8級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

当審査会において、改めて、F医師作成の診断書及び意見書並びに障害認定調査結果復命書等、一切の記録を精査したところ、請求人の右肩関節の機能障害は、可動域が1/2以下に制限されていることから、障害等級表に定める「1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの」（障害等級第8級の6）に該当するものと認められ、また、請求人が訴える疼痛は、当該機能障害に派生して生じたものと認められる。したがって、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、請求人に残存する障害の程度は、障害等級第8級の6に該当するものであると判断する。

3 以上のとおりであるので、請求人に残存する障害は障害等級第8級を超えるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした障害補償給付の支給に関する処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。